

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第61回）開催結果概要

### 1 日時

平成31年2月18日（月）午後1時30分から午後4時20分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，奥山信一，川出敏裕，小林篤子，任介辰哉，中尾正信，山田文，  
山田真紀，山本和彦（座長），横井弘明，和田雅樹

（事務総局）

石井伸興審議官，佐藤隆幸総務局参事官，  
成田晋司民事局第一・三課長，福家康史刑事局第一・三課長，  
小田真治行政局第一課長，澤村智子家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）報告及び意見交換等

##### ア 第8回報告書の構成等について

佐藤総務局参事官から，①報告書の構成は，「Ⅰ」が冒頭の全体説明及び要約，「Ⅱ」が民事第一審訴訟事件，「Ⅲ」が刑事第一審訴訟事件，「Ⅳ」が家事事件・人事訴訟事件，「Ⅴ」が上訴審における訴訟事件となる予定であること，②実情調査に関する記述は各分野に関する統計データの分析の直後に記載する予定であることなどが説明された。

##### イ 第8回報告書案について

###### （ア）民事第一審訴訟事件の統計データ分析について

成田民事局第一課長から，①民事第一審訴訟事件について，新受件数は，平成18年以降に急増し，平成21年をピークにその後は減少に転じたが，平成27年以降は概ね横ばいで推移しており，その内訳をみると，平成2

2年以降、過払金等事件は引き続き減少している一方、過払金等事件以外の事件は概ね横ばいであったものが、近年、若干の増加傾向に転じたこと、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向にあったものが、平成28年に短縮に転じた後、概ね横ばいとなったこと、②医事関係訴訟の新受件数は、ここ数年700件台後半から800件台前半で推移しており、平均審理期間は長期的に見れば短縮ないし横ばいとなっていること、③建築関係訴訟の新受件数は平成26年以降横ばいとなっており、平均審理期間は、建築関係訴訟全体を見るとわずかながら長期化傾向にあることなどが説明された。

続いて、小田行政局第一課長から、①知的財産権訴訟について、平成29年の新受件数は著作権関係の大量提訴が影響し697件と大幅に増加したこと、平均審理期間は平成25年以降短縮傾向にあること、②労働関係訴訟について、平成29年の新受件数はこれまでで最も多い3526件であり、平均審理期間は平成22年以降長期化傾向にあること、③労働審判事件の新受件数は高い水準で推移し、平成29年の平均審理期間は77.3日となっていること、④行政事件訴訟の新受件数は平成18年以降2000件を超える高い水準で推移しており、平均審理期間は平成28年に比べると若干長期化したことなどが説明された。

(中尾委員)

- 過払金等事件以外の事件の平均審理期間をみると、近年では民事事件全体と同様に推移している。これは、過払金等事件の中でも審理期間が比較的短い過払金事件が減少し、それ以外の事件の割合が増えているということだと思われる。そうだとすると、過払金等事件と過払金等事件以外の事件という分け方を今後も続ける必要はないのではないかという問題意識を持っている。

(成田民事局第一課長)

- 過払金事件は、地方では減少していると思われるが、貸金業者の本社がある首都圏近郊ではまだ一定数の事件があると思われるので、今回の報告書では、これまでに引き続き、民事事件全体と過払金等事件以外の事件の推移等を見るのが望ましいと考えている。なお、ほとんどの図表については、民事事件全体と過払金等事件以外の事件の統計数値の両方を掲載する予定である。

(山本座長)

- 私も中尾委員と同じ問題意識を持っているので、引き続き事件動向全体を注視しつつ、次回以降の検討課題としたい。

(イ) 民事実情調査について

成田民事局第一課長から、争点整理における裁判所と当事者との間の双方向的なコミュニケーションを通じた争点等についての認識共有の現状と課題について、後半の実情調査でも、裁判所から当事者に対する認識等の伝え方等については前半の実情調査と同様の指摘があり、裁判官からは、主張や証拠を指摘するなどして具体的に伝えるなどの工夫をしていることが紹介された旨説明された。

また、裁判官からは、当事者に対し、口頭議論を行うことを事前に予告したり、暫定的な見通しとして述べるよう促す等の工夫が紹介された旨説明された。この点について、暫定的な見通しを述べるためには、前提として、当事者間で期日における当事者の暫定的な発言については撤回可能なものとして扱うという「ノン・コミットメントルール」についての理解が得られていることが必要であるところ、後半の実情調査では、近年は弁護士数の増加等により代理人間にノン・コミットメントルールについての共通認識が形成されにくくなっているとの指摘があり、裁判所と弁護士会との間でそのようなルールに関して共通認識を構築する必要があるとの意見も出されたことが説明された。

以上に加え、後半の実情調査では、電話会議やテレビ会議における認識共有のあい路と方策についても調査を行ったところ、電話会議や現在のテレビ会議の性能では、相手の表情が十分に見えないほか、書面を画面上で示しながら議論をすることが困難であるため、意図が十分に伝わらないとの指摘があったこと、これに対しては、画質のよいウェブ会議システムやファイル共有といったIT機器を用いることにより、より円滑な認識共有や、期日間隔の短縮、作業の効率化等を図ることができ、審理の迅速化につながるのではないかといった意見が出されたことが説明された。

次に、非典型的な損害賠償請求事件について、①先例の乏しい事件では、審理・判断の対象となるべき要件事実等が明確でないため、争点が拡散し、争点等についての認識共有が困難になることがある、②専門的知見が必要な事件では、裁判所に認識共有の前提となる基礎的な知識がなく、認識共有が進みにくいといった指摘があったことが説明された。そして、非典型的な損害賠償請求事件では、釈明権の行使や暫定的心証開示等による口頭議論の活性化、専門的知見の早期獲得といった一般的な争点整理の手法を、個々の事件の特性に応じて実践することにより、争点の認識共有を図っている実情がうかがわれたことが説明された。

続いて、合議体による審理の活用の現状と課題に関して、合議体による審理の効果として争点整理や和解が円滑に進行することなどが指摘されたこと、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すため、定期的にいわゆる「棚卸し」等を行い、情報交換をしていることなどが説明された。

他方、合議事件が多くなりすぎると各事件に目配りできなくなり、付合議後の早期の段階での確な対応をすることが困難になるとの指摘があり、審理の停滞を避けるため、付合議の時期の調整や、事件や手続段階に応じた期日前合議の充実化などの工夫がされていること、裁判所内で合議の在り方について意見交換し、改善が図られていることなどが説明された。さ

らに、合議の充実・活用を図る上では、当事者にも準備書面の早期提出といった協力が求められるとの指摘もあったことが説明された。

(山本座長)

- まず、争点整理手続における争点等の認識共有について、御意見を伺いたい。

(中尾委員)

- 裁判所が争点等に関する認識等を当事者に伝えているかどうかについて、後半の実情調査では裁判所側と代理人側で受け止め方に若干の齟齬があったように思われるので、報告書上、代理人側の受け止めが裁判所側と同様であったと断定するような記載にならないよう配慮していただきたい。

後半の実情調査では、裁判所内部では研究会や意見交換会を通じて認識共有や争点整理に関する議論等が進んでおり、かなり浸透していると感じた。代理人側からも、裁判官と共通の問題意識を持って弁護士会と裁判所との意見交換に臨んでいるといった意見が出されたが、後半の実情調査に参加した弁護士の意見はかなり先進的であって、一般の弁護士との間には格差があり、弁護士全体に問題意識が浸透するにはまだ時間がかかると感じた。

代理人としては、ノン・コミットメントルールを頭では理解していても、実際に議論をしようとする、裁判官に心証をとられるのではないかという不安感や、相手方代理人に要所をとられるのではないかという不安感があると思う。代理人としては個々の事件ごとに裁判官と相手方代理人との間でルールを共有できるかどうかの間合いをとりながらどこまで踏み込むかなどを考えることになる。ノン・コミットメントルールの浸透に向けては、裁判所と弁護士会が協議を行うことも一つの方法ではあるが、個々の事件ごとに裁判官と代理人が意識を持って環境作りをし、裁判官のイニシアチブの下で相互型・対話型の争点整理をどれだけ浸透させられるかが重

要であると思う。その土台を作るためには、一部の弁護士が共有しているプラクティスを全会員に共有する必要がある。

(山本座長)

- 弁護士全体へ浸透させることの難しさは今回の実情調査先のみならず全国で伺うところであり、研修を行っても、本当に聞いてもらいたい人には出席してもらえないという話を聞く。地方の小規模庁では、個々の事件で裁判官が弁護士を指導するような形で進めていると伺ったこともあるが、弁護士会として何か工夫は考えられるか。

(中尾委員)

- 代理人は、予想していた争点に関する釈明であれば答えられるが、新たな切り口からの釈明の場合には一旦持ち帰って慎重に検討するということになるなどなかなか難しい。人証調べに入る直前や和解協議に入る直前などの最終段階で、争点について、その軽重を含めて確認し合うことで、途中段階の認識等の齟齬が修正されるのではないかと思う。

(山田真紀委員)

- 個々の事件ごとに考えていかなければならないのはその通りだと思う。裁判所内部でも、認識共有が図られていないことについて問題意識を持って色々な意見交換の場を設けるなどしているところであるが、抽象的な議論から具体的に個々の事件の進行に落とし込む作業をしなければならないということを裁判官が認識しつつある状況であるように思う。民事訴訟法施行20周年の時にいわれたような争点整理の「技法」というとフォーマルなイメージがあるが、ちょっとしたコツや失敗談等を含めたノウハウを共有できる場を持つことを課題として考えていると思うので、その深まり度合いを見ていくとよいのではないかと思う。
- ノン・コミットメントルールについては、言葉が一人歩きしている印象を受けている。個々の事件で、言質をとらないという前提で何をしなければ

ばいけないのかが必ずしもきちんと理解されないままであることがよくないのではないかと思う。この事件のこの場面で具体的に何をするのかということをも更に意識するとよいのではないかと思う。

(山本座長)

- 後半の実情調査では、ノン・コミットメントルールがかなり取り上げられていたが、御指摘のとおり個々の事件や局面に応じて更に実質化していく必要はあるのではないかと思う。

(山田文委員)

- 裁判官と代理人との間の信頼関係や代理人同士の信頼関係の問題によりうまくいっていないという部分があるのではないかと思う。例えば争点整理手続で一定の確認をした上で手続が進んだ後で、相手方代理人が本当は言っはいけない主張を出した場合にどういう効果を付与してもらえるのか、どのように排除してもらえるのかということについて踏み込んだ議論がされていないことにやや不安感があるのではないか。ルールという限りは、裁判所が心証をとらないとか、主張が出ても却下する、弁論の全趣旨として考慮しないとといった効果が、例えば部単位での方針等として議論の対象になってくるとより安心感が出てくると思う。

(中尾委員)

- 裁判所・弁護士会において認識共有の技法についてかなり議論が進められているにもかかわらず争点整理期間が長期化している主な要因の一つが、「その他の損害賠償」事件の増加であろう。その中でも典型的な事件はある程度類型化できるので、イメージを持って争点整理ができるが、非典型的な事件については、事件の個別性が強いのと同時に、原告代理人が法律構成や権利関係について、要件事実を含めてきちんと整理しないまま訴えを提起すると、裁判官と相手方を巻き込んでどのように争点整理をするかを検討することになり、その過程における負担が大きくなって長期化して

しまうのではないかと思う。非典型的な事件の増加は、従来の民事の典型契約的なものが崩れて、これに当てはまらないボータ一部分の事件が増えているということだと思う。こうした事件では、従来の典型的な事件のイメージが通用しないので、新たに取り組む必要がある。加えて、事件の客観的な複雑困難化がプロセスを長期化させる要因になっていると思う。

(山本座長)

- こうした事件についてどのような方策が考えられるか。

(中尾委員)

- 非典型的な事件で請求原因も難しい場合は、早期に大まかな判断枠組を当事者間で共有することから始めなければならない。それが難しくて裁判官が背負い込んでしまうような場合は、合議に付して工夫しながら進めるとよいのではないか。

(山田真紀委員)

- 非典型事件のうちある程度類型化できる事件の進め方については、更に裁判所の中で検討していかなければならないと思う。ある程度類型化できる事件の審理運営についてはこれまでも取りまとめがされてきたが、随時新しいものが出てきているし、それまでいわれてきたことが当てはまる事案と同じなのか違うのかという見極めや、経験の浅い裁判官だと自分が分かっていないのか事案が難しいのかの見極めにも時間を要したりすることがあると思われるので、できるだけ具体的に特徴を挙げながら議論ができる場があってもよいと感じた。

(山本座長)

- そういう「場」を設けるのは重要だと思う。裁判官同士で情報を共有する場としては、協議会や研究会があると思うが、ネット上で情報を共有できるフォーラムのようなものを作れないかと考えたりしている。地方の裁判所では周りに経験者がいないような事件でも、大都市圏の裁判所では経



験のある裁判官がいるような場合、インターネット上で裁判官同士が知恵やコツを情報共有できる場があればよいのではないかと思う。

全国倒産弁護士ネットワークでは、4000人程度の会員が相互に事件の経験談をインターネット上で閲覧したり、他の会員に質問して回答を得たりするシステムがある。裁判所では、裁判官の独立やセキュリティの問題もあるとは思うが、IT化が叫ばれる中で、将来的にこのような工夫によって問題に対応できるきっかけにならないだろうかと考えたりもしている。

○ 次に、合議体による審理の充実・活用について、御意見を伺いたい。

(中尾委員)

○ 裁判官及び弁護士へのヒアリングでも合議の有用性の話は出ていたが、裁判所の付合議基準により、合議相当事件は合議に付し、単独事件であっても審理に1年以上の長期間を要することが見込まれる事件については点検を行ったり、事件処理態勢を整備して裁判長の負担を軽減するといった工夫を行ったりして合議に付しやすい環境を作っているといえる。代理人の側からも、合議に付したことにより手続が遅延することはないとの意見もあり、合議の活用は今後も重要と考える。本来1年以内に解決できるような事件が1年以上かかっている場合、裁判官が一人で背負い込むのではなく、合議に付すことでマンパワーを活用した審理が可能となると思う。今後も合議を活性化し、合議率を上げていくことが望ましい。

(山田真紀委員)

○ そもそも合議事件が多数あり、これ以上単独事件を合議に付せないという場合もあるが、必要な事件を合議に付そうという意識を持って各庁で「棚卸し」がされている。合議に付したほうがよいのか、何が問題なのかを部の中で話し合うことにより、結果的に合議に付さないとしても、ノウハウの共有につながる効果を持っていることは間違いない。それも合議に

付すべき事件を適時に合議に付すという意識があつてのことなので、こうしたステップを踏みながら意識を持っていくということが重要だと考える。

(奥山委員)

- 裁判所におけるIT化の検討状況について、報告書案の脚注で「裁判所においても・・・検討が進められている」と記載されているが、その検討状況を伺いたい。そう簡単にはいかないことは分かっており、慎重に進めなければいけない部分であろうが、単に「検討が進められている」との表現では、軽い感じに受け止められてしまうおそれがあるのではないか。内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、裁判所においても委員会を設置するなどして具体的に検討しているのか。

(成田民事局第一課長)

- 「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを踏まえ、ウェブ会議の利用など現行法で対応できる部分については、下級裁判所にプロジェクトチームを作って模擬裁判などを行っており、その結果を踏まえて来年度中には実際の事件で試行できないかということで検討を進めている。法改正が必要な部分については、商事法務研究会の「民事裁判手続等IT化研究会」で検討されているという状況である。最高裁も、その検討に加わっている。

(山本座長)

- 「裁判手続等のIT化検討会」では、全体的な方向性や今後のスケジュールについてもかなり詳細に決めており、実際に検討は進んでいる。検討が進んでいけば、争点整理の在り方や裁判の迅速化にも大きなインパクトを与えるものと思われるため、その動きは当検討会としても注視していく必要があるように思う。

(ウ) 刑事第一審訴訟事件の統計データ分析について

福家刑事局第一課長から、刑事通常第一審事件全体について、①新受人員は平成20年以降減少していたところ、平成26年に若干の増加傾向に

転じたが、平成28年に再び若干の減少傾向に転じており、終局人員も同様の傾向にあり、概ね順調に処理されていること、②平均審理期間は否認事件が少し長期化しており、一時的な現象にすぎないのか今後の動向を注視する必要があるが、全体としては3.0月前後で安定して推移していることが説明された。

また、裁判員裁判対象事件について、①新受件数は平成28年までは減少傾向であったが平成29年は若干増加したこと、②終局人員は減少傾向が続いており、内訳としては、平成28年までは自白事件の方が多かったが、平成29年は否認事件の方が多くなっていること、③平均審理期間は、自白・否認の別に関わらず長期化していたものが、ほぼ横ばいで高止まりとなったことなどが説明された。

(川出委員)

- 平成29年統計では鑑定実施率が若干増加しているが、平成30年統計ではどうなっているのか。鑑定実施率の増加は、おそらく50条鑑定の実施率が上がっていることによると推測されるので、その傾向が続いているのかどうか教えて欲しい。

(福家刑事局第一課長)

- 平成30年の統計はまだとりまとめられていないので、改めてご報告させていただきたい。

(エ) 刑事実情調査について

福家刑事局第一課長から、裁判員裁判事件における事件の内容の変化については、法曹三者のいずれからも、精神科医、法医学者等の意見といった科学的・専門的知見が問題となる事件が増加しているという現状認識が示され、そのような事件では、弁護士による専門家への検討依頼や検察官の公判提出証拠の準備に時間や労力を要しているという意見などがあったことが紹介された。

また、電子メールやSNS、防犯カメラ映像等の客観的証拠が増加しているという点についても、法曹三者で現状認識が一致していたこと、このような客観的証拠については、証拠の量が膨大となりやすく証拠開示や検討に多くの手間と時間を要しているなどの意見があったことが紹介された。

さらに、捜査段階で黙秘する事件や否認事件が増加しているという現状認識は法曹三者で概ね共通しており、否認事件の増加が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、法曹三者で認識が一致していたことが報告された。また、捜査段階で黙秘する事件では、弁護人の主張が明示されるまでに時間を要しているという意見や、検察官の補充捜査が必要となることもあるなどの意見が法曹三者から多く出されたが、弁護人の側からは、捜査段階で黙秘していたか否かで弁護活動に違いはないから、公判前整理手続の長期化に影響しないとの指摘もあったことが紹介された。

当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮については、法曹三者から認識を異にする様々な意見が出されたことが説明された。具体的には、当事者の訴訟活動については、①証拠開示に関し、主に弁護人の側から、基本的に円滑に行われているとの意見がある一方で、裁判所や検察官の側から、証拠開示請求が広範にかつ五月雨式に行われるため、証拠開示に時間がかかっているとの意見等があったこと、②主張の整理等に関し、弁護人の側からは、検察官は立証構造を意識せずに漫然と事実を主張することがあるとの意見があり、また、裁判所の側からは、弁護人が全ての証拠を確認してからでない主張を明らかにできないなどとして頑なな対応をとると、争点等の整理を終えるのに時間がかかってしまうとの意見等があったことが紹介された。

次に、裁判所の訴訟指揮については、弁護人の側から、審理計画が狂わないように詳しく事情を把握しようとして、過度に詳細な争点整理を行っているのではないかと意見がある一方で、検察官の側から、裁判所が当

事者主義に配慮しすぎており、積極的に争点整理に関与することなく公判期日を迎えるケースもあるなどといった意見があったことが紹介された。

また、公判前整理手続が長期化している現状に対する評価として、現状では長すぎるとの意見が法曹三者から出された一方で、①弁護人の側からは、被告人の防御をないがしろにして拙速な争点整理をするべきではないとの指摘があったこと、②裁判所の側からは、公判前整理手続が長期化することの弊害について認識が十分に共有されていないのではないかといった意見があったことが説明された。

公判前整理手続の充実・迅速化に向けては、個々の裁判員裁判の終了後、法曹三者による振り返りの機会を設けたり、法曹三者の間で公判前整理手続の在り方等に関する研究会等を設けて議論したりするなどの取組が行われているが、議論した成果が法曹三者で十分に共有・継承できておらず、必ずしも実務の運用改善に結びついていないなどの指摘があったことが紹介された。

また、前回の検証検討会において川出委員から指摘された公判前整理手続期間の分布の変化に関して、公判前整理手続の期間が3月以内又は6月以内であった判決人員の割合についてはいずれも減少傾向にある一方で、6月を超えるものについては総じて増加傾向が見られるところであり、公判前整理手続の期間が全体的に長期化していることがうかがわれることが説明された。

実情調査の結果等によれば、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていること、当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮については、法曹三者から認識を異にする様々な意見が出されているという状況に鑑みれば、公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で認識共有が十分に図られていないことが改めてうかがわれ、これが長期化

の大きな要因になっているのではないかと考えられることが説明された。

(小林委員)

- 公判前整理手続期間の平均の推移については、一部の事件の長期化が影響しているということではなく、全体的に長期化していることをデータに基づき報告書でも取り上げてはどうか。

(横井委員)

- 捜査段階での黙秘が長期化に影響するかどうかという点について、弁護人の側からは、黙秘の場合、取調DVDの検討時間が短くなり、任意性や信用性の争いもない分手続がシンプルになるという意見が出ていたので、報告書に反映させてはどうか。
- 弁護人の側から、証拠開示については円滑に行われているという意見もあったが、他方で、証拠開示が遅れることもあるという意見や、リスト開示に対しての不満も出ていたので、これらの意見も記載してはどうか。

(奥山委員)

- 文言の問題ではあるが、充実した公判前整理手続を迅速に行うという趣旨がきちんと伝わるような表現にした方がよいのではないか。

(福家刑事局第一課長)

- 各委員の御意見を踏まえ、報告書の記載について検討したい。

(山本座長)

- 「捜査段階の黙秘事件・否認事件の増加」という項目が、事件の内容の変化に分類されているところ、捜査段階の話であるので訴訟活動の変化には分類されないということかもしれないが、民事訴訟的な感覚で考えると、否認する・黙秘するというのは当事者の訴訟活動そのもののような印象を受ける。事件内容の変化は外在的な要因によるという指摘がある一方、黙秘事件や否認事件が増えているのは、弁護士の間で捜査段階の黙秘を基本とする研修等が行われるようになったことが影響しているという原因分析

もされているところであり、これが客観的な事件の内容の変化に分類されるのか御意見を伺いたい。

(任介委員)

- 捜査段階の黙秘事件や否認事件の増加が事件内容の変化に分類されているのは、ある程度類型化しており、一定数の事件が見られるため、事件類型の一つとして捉えるという趣旨であると理解した。実際に捜査段階で黙秘する事件では、弁護人は捜査段階の供述や取調DVDがないのでこれらを見なくてよいということになるのだろうが、検察官としては、弁護人が抽象的な予定主張を出したときに、その背後に何があるかが分からないため慎重になるということもあり、そういった意味では、裁判所の訴訟指揮の観点でも配慮が必要といえる。他方で、捜査段階で黙秘していても打合せ又は公判前整理手続期日の早い段階で弁護人から認めるという話が出て公判期日の予約等が迅速に進む場合もあるので、こうした類型が必ずしも長期化するというわけではないが、長期化要因として考えたときには、無視できない類型だという位置付けとも思われる。

(和田委員)

- 「事件内容」とは何なのかということにもよるだろう。例えば、「科学的・専門的知見が問題となる事件の増加」や「客観的証拠の増加」というのも、かつて存在しなかった犯罪が行われるようになったという意味での事件内容の変化ではない。また、古典的な犯罪についても、かつては防犯カメラがなかったが、防犯カメラで立証されるような時代が変わってきたといえるし、法医学的な知見の発達という変化もある。事件内容の変化というのは、事件における捜査の在り方、立証の在り方が変化したという意味であり、その意味で、黙秘という対応によって捜査の内容が変わるということは、科学的・専門的知見に基づく証拠や客観的証拠が攻防の対象となることと近いものがあり、一つの括りになるのではないか。

(任介委員)

○ 今の話にも関わるが、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加や、電子メール、防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加といった事件内容の変化は、科学技術の進展等を背景としており、これを所与のものとして対応を考えなければならないという意味では外在的な要因といえ、法曹三者の取組を通じて改善を図ることは容易ではないと思う。他方で、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識共有が十分に図られないことについては、法曹三者において、長期化による弊害等を踏まえた上で公判前整理手続の基本的な在り方を検討し、認識共有が十分に図られていない部分があるのであれば、それはまさに今後取り組んでいくべき課題といえるだろう。

○ 工夫例として挙げられた個々の事件の振り返りの会について、自分の経験を紹介する。裁判員裁判全件について、終了から2週間くらい後に法曹三者で集まり、1時間程度の反省会を行っている。当事者には、裁判員を含めた評議を経験した裁判官としての意見として、当事者の訴訟活動がどうあるべきだったか、どう進めるべきだったか、審理はどういうところに気をつけるべきだったかについて感想を含めて伝え、今後の当事者の訴訟活動に生かせるように心掛けている。

それにプラスアルファとして、公判前整理手続の大まかな流れが分かる時系列のメモを配付して、審理の全体の振り返りが終わった後に、公判期日の仮予約はもっと早くできなかったか、証拠開示はどうだったか、この手続は期間を短縮できたのではないか、もっと効率的・合理的にできたのではないかといった点についても振り返りをしている。抽象的に公判前整理手続がどうあるべきかではなく、実際の事件で、当該事件を経験した者として、具体的に振り返りを行うことが重要ではないかと思う。

(小林委員)



- 実情調査に参加して、法曹三者それぞれに長期化に繋がる要因があり、放っておくと長引く方向になってしまうということを痛感した。迅速化のメリットをきちんと法曹三者が認識した上で、意識的に取り組まないと長期化を解消できないと感じた。

改めて、迅速化も大事なのだということと、なぜ大事なのかということも打ち出していかなければならないのではないかと。

(山本座長)

- 今クールでは、初めて刑事実情調査を行い、分析しているので、社会的にはこの部分が注目されると推測される。複雑な要因が絡み合っていて、決定的な方策が直ちに出てくるような問題ではないが、現状の分析や今後に向けての検討についての御意見はいかがか。

(横井委員)

- 弁護人の立場からいうと、公判前整理手続を迅速に行いたい気持ちもある一方、証拠の失権効があるので、慎重に検討したいということもあり、そこが難しいところである。
- 最近の司法研究で、公判前整理手続のやり方について一つの指針が示されたが、もしその方向性がうまくいけばかなり早くなるとも思われる。

(川出委員)

- 今回の調査で、公判前整理手続が長期化するのは望ましくないということについては法曹三者の共通認識になっていることが確認できた。今後は、法曹三者において、その認識をベースとして、公判前整理手続はどう在るべきかを議論していくことにより、現状が改善されていくことが期待できると思われる。
- 弁護人の中には、全ての証拠が開示されないと予定主張を行わないという方針をとっている者もいるようだが、必ずしも多数ではないので、裁判所と弁護人の間で、審理の段階に応じて暫定的な主張をしてもそれが不利

に扱われることはないという認識の共有ができれば、予定主張が早期に行われるようになり、迅速化が図られるのではないか。

(山本座長)

- 次回以降に向けた一つの出発点が形成されたということであれば、非常に意義があろう。

(オ) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

澤村家庭局第一課長から、家事事件全般について、①平成28年の統計数値から大きな変動はないこと、②別表第一審判事件の新受件数が、主として成年後見等監督処分事件及び後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響により増加したこと、③別表第二事件については、調停事件を中心として緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかな長期化傾向にあること、④一般調停事件については、長期的に見れば、新受件数が減少傾向にあるが、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあることが説明された。

また、①遺産分割事件について、長期的に見れば、新受件数は増加傾向にあるが、平均審理期間は短縮傾向にあること、調停に代わる審判が簡易迅速な紛争解決手段として積極的に活用されていること、②婚姻関係事件について、新受件数は高止まりの状況にあり、平均審理期間は長期化傾向にあること、③子の監護事件について、新受件数が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にあること、平均審理期間の長期化傾向の要因としては、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定、子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられること、④人事訴訟事件について、新受件数が減少傾向にある一方で、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いていること、平均審理期間の長期化傾向に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に見て増加傾向にあることなどが説明された。

(山本座長)

- 調停に代わる審判の件数には異議があったものも含まれるのか。

(澤村家庭局第一課長)

- 調停に代わる審判で終了した件数であり、異議があったため確定しなかったものは含まない。

(カ) 家事情調査について

澤村家庭局第一課長から、調停における裁判官関与の取組について、裁判官の側からは、評議を通じた調停委員会内部の認識共有のための取組が引き続き行われていることが確認された一方で、弁護士の側からは、調停委員の中には、裁判官に対する遠慮から、対面評議の申出をちゅうちょする傾向があるのではないかといった指摘があったことが報告された。また、調停委員会と当事者との間の認識共有に関しては、ホワイトボードを活用して評議を行い、それを当事者にも示して説明するといった取組も紹介されたが、調停手続が争点整理手続のようになり、話し合いを通じた当事者の自主的紛争解決の機運が損なわれてしまう懸念があるとの指摘もあったこと、調停期日の終了時に、双方当事者が同席する場において、当該期日における到達点や次回期日に向けた課題等について確認するといういわゆる「終わりの会」の充実等の更なる取組が期待されるといった意見があったことが報告された。こうした指摘を踏まえ、今後、調停委員会と当事者との間の認識共有をさらに深めるための取組を引き続き進める必要があること、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの在り方という視点が重要になってくると考えられ、関係職種間の連携も重要となってくることが説明された。

次に、人事訴訟の審理や結論の見通しをも念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題に関して、裁判官の側からは、調停段階で財産分与に関する一覧表を作成したり、調査嘱託を早期に採用したりするといった取組が紹

介されたこと、弁護士側からは、調停手続と人事訴訟とで代理人活動には違いがあるという実情の紹介や、離婚調停における調査嘱託は謙抑的に運用されているとの指摘があったことが報告された。また、人事訴訟の見通しを念頭に置いた離婚調停の進行については、裁判所の組織的な取組が重要であり、そうした取組を調停委員との間でも共有していくことが必要になること、特に財産分与が問題となる離婚調停における進行等の在り方について、検討を深めることが重要であると考えられることが報告された。

(山本座長)

- まず、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題について、御意見を伺いたい。

(中尾委員)

- 後半の実情調査では、裁判官が大量の事件を抱え、対面評議の時間がとれない大規模庁については、必ずしも全件対面評議という小規模庁のモデルが当てはまるものではないということが明らかになったと思われる。
- 対面評議ができないあい路として、調停委員がピントのずれたフィードバックを行うこと、調停委員が裁判官に遠慮をして、調査嘱託の点を含め、調停委員限りで解決しようとするのが問題になると思われる。限られた事件についてしか対面評議ができないといった中であっても、個別の事件で当事者の側が対面評議を希望しているならば優先して実施するといった大規模庁なりの柔軟な工夫の仕方もあるのではないかとと思われる。
- 家事事件手続法では、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すことに重点が置かれており、調停委員会から当事者へのフィードバックが重要となってくると考える。こういった取組を推進するためにも、規模に応じた柔軟な評議の在り方を工夫した方がよいと思われる。事件単位で異なってくるとは思うが、裁判官に遠慮して調停委員が抱え込まないことも大事であろう。

(山田文委員)

- 報告書案には「紛争解決機能の強化という視点から、実証的な検証を行っていくことが必要である」と記載されているが、この点はデータの、統計的には表れにくいように思う。実証的な検証の方法として何かお考えのことがあれば伺いたい。

(澤村家庭局第一課長)

- 統計的には難しいところもあるが、調停の結果うまくいかなかった場合には履行勧告事件として申し立てられることがあるため、既にいくつかの庁において、履行勧告に至ってしまった事件から調停の運営に問題がなかったかを振り返るといった試みがされており、これが一つの方法として考えられる。

(山田文委員)

- 客観的なデータとしてはそういったものしかないように思うが、最近、いくつかの裁判所では、当事者に対する聴き取りのようなことを実施しているとも聞いており、そういった方法を利用することも考えられるのではないかと思う。当事者の自主的紛争解決意欲を刺激することと、裁判所の介入や調停委員会と当事者の認識共有とがどういう関係にあるのかということとは非常に難しい問題であろう。裁判所の介入の問題をとっても、民事事件の弁護士でさえ裁判官が発言することで結論が決まってしまうのではないかと思うというのであるから、調停の当事者本人であればなおさらであろう。そういった場合では、たとえ合意ができたとしても、自主的紛争解決かといわれると微妙なところもある。裁判所としてどのように働き掛けていけばよいのかという点について、当事者や代理人からの聴き取りによって、定性的なデータを得ていく必要があるのではないかと思われる。
- 様々な認識共有ということが出ているが、当事者間での認識共有も少しずつ踏み込んでいく必要があると思われる。「終わりの会」はそれに近い

ものだと思うが、そういった場をどのように活用していけばよいかということが、今後の検討の対象になり得るのではないかとと思われる。

(中尾委員)

- 当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すという点については、後半の実情調査での弁護士へのヒアリングにおいて、代理人が当事者本人に対して調停委員会からフィードバックされた内容をかみ砕いて説明したり、合理的な解決のイメージを伝えて話し合ったりしているとの意見があり、代理人が就いている場合は、代理人の役割が非常に大きいと感じた。
- 家事事件では、民事のようにパーフェクトに解決ができるものではなく、当事者本人には事件が終わって一段落ついた後も人生があるので、課題を乗り越えてそこにつながる、再生できるということが非常に重要であるが、その部分はむしろ裁判所からは見えないところもあるので、代理人の役割が大きいと思われる。
- 弁護士の側からは、代理人が就いている事件と就いていない事件との違いが大きいのではないかという意見が出ていたが、裁判所から見てどう違うのか。フィードバックの仕方も代理人の有無によりかなり違うのではないかと思う。代理人が就いていない事件について、調停委員会がどのようなフィードバックをして、また、例えば「終わりの会」などでどのような説明をして次に進めていくのかということは非常に難しいと思う。この点は実情調査の中でははっきりしなかったが、代理人が就いていない事件は、裁判所にしか分からないことであるため、そのような事件での工夫を出していただくのがよいのではないか。自主的紛争解決の意欲を引き出すことと様々な要請との関係性は、代理人が就いていない事件でこそ重要になってくるだろう。

(山本座長)

- 後半の実情調査において、弁護士の側からは、代理人に就いた後、当事

者本人に聞いたところ、調停委員から説明を受けた内容を全く理解できていないということがあったとの話が出ていたと思う。また、必ずしも裁判官が説明をするのではなく、調停委員に委ねる場合もあって、そういった場合は、裁判官も状況が必ずしも分かっていない可能性があると思う。家事調停においては、代理人が就かない場合にどのように解決するのかという点が、裁判所の信用や信頼という観点から非常に重要なのではないかと思う。

○ 報告書案では、ホワイトボードを利用したフィードバックについて、視覚化されて分かりやすくなるメリットがある一方、争点整理のようになってしまい自主的紛争解決の機運が損なわれてしまう懸念があると記載がされており、そのような面があること自体は確かだと思うが、視覚化するやり方の問題であるように思う。この点について、やり方によっては対立点が強調され、あたかも争点整理手続のようになってしまうだろうが、もう少し違う視覚化の仕方もあると思われる。代理人がいわば通訳をしてくれない場面において、当事者本人に本当に理解させるためには、口頭の説明だけではなく、視覚化することが重要である。この点についてどちらかというところ消極的な総括がなされているが、使い方次第では非常に有用なツールであると思うので、更に検討していただければと思う。

○ 次に、人事訴訟の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題について、御意見を伺いたい。

(中尾委員)

○ 報告書案に記載されているように、特に離婚について争いがある場合に、どこまで人事訴訟の審理等を念頭に置いて調停を進行すべきかについて裁判官と弁護士の意識に違いがあるという点についてはそのとおりであろう。裁判官は人事訴訟を念頭に置いた前さばきの争点整理、証拠の整理を意識しているが、弁護士は調停で解決することに全力を挙げるよう工夫して

いる。もっとも、例えば離婚事件における財産関係一覧表は、調停において解決するためにも有用であり、調停段階で解決しようとする 것과裁判所が要請することは一致するところであろう。意識の違いがあっても、このような基礎的な事実関係の整理は共通する要請であり、こういった点を進めていくことが必要であると思われる。裁判所へのヒアリングで、裁判所の意識としては、従来のやり方からすると一、二回の期日で不成立が見込まれる事件であっても、人事訴訟を念頭に財産関係一覧表といった争点整理的なものを準備するという意識で、当事者の協力を得ながら、調停段階でなるべく基礎的な情報を得るといったことをしていた。当事者の側としても、一、二回の期日の段階で成立は難しいと思いながらも、そういった作業の中で意識が変わってくることもあるだろう。認識に違いがあってもそのように進めていくことには意味があると考える。

(山本座長)

- 調査囑託についても、弁護士側からは調停委員限りで認めないことがあるように感じられるとの指摘があり、裁判所側と弁護士側とでニュアンスに若干異なる印象があった。

(中尾委員)

- おそらく調停委員が背負い込んでしまい、うまく連携していないという例であると考える。

(山本座長)

- 調停委員と裁判官の間の認識共有を適切に行うことが大事であろう。

(山田文委員)

- 報告書案でも指摘されているが、調停で提出される証拠資料等が増えることで、調停のイメージが従来とは異なり、「訴訟と共通する十分な証拠資料はあるものの訴訟とは違う」というものに変化してきており、当事者もそれを求めているのではないかと思う。調停で議論の対象が広がり、よ



りよい解決につながったなど、訴訟とは異なる現代型の調停のメリットを明示的にアピールしていかなければいけないのではないかと考える。こういった点は、従来の実務で意識されていなかったかもしれないが、過渡期におけるアピールも考えていかなければならないかもしれない。

(澤村家庭局第一課長)

- 各事件においては、調停委員や裁判官から、「訴訟になった場合、この事項は決められないが、調停であればそれを調停条項に入れることができる」、「人事訴訟ではすぱっと決まってしまうが、調停では微調整ができる」といったメリットについて説明されている。実際にこういった説明がされているかということも含めて調査の対象とすることも考えられるかと思う。

(奥山委員)

- 「今後に向けての検討」として、「人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるためには、裁判所の組織的な取組が重要であり」という記載があるが、少し分かりづらいと思われる。裁判官は、それぞれの良識に従って裁判をしているのであり、このような記載は、マニュアルのようなものを整備して対応するという印象を持つように思われるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか教えていただきたい。

(澤村家庭局第一課長)

- 最終的にはそれぞれの裁判官、調停委員会が判断することになるが、共通の意識を持って進行していくためには、庁を挙げて、又は庁を超えて、例えばホワイトボードの活用、調停のメリットの伝え方など参考となる取組を共有していくことが重要であろうという趣旨から記載したものである。

(奥山委員)

- 内容は十分理解したが、そうであれば、誤解を招かないよう「効果的な方法を共有していく」といった記載も考えられるのではなかろうか。

(澤村家庭局第一課長)

- 御指摘の点を踏まえつつ、表現について検討したい。

(キ) 上訴審関係について

(山本座長)

- 最後に、報告書案「V」の上訴審の関係について、平均審理期間を見ると、控訴審は概ねこれまでの傾向の範囲内であり、上告審は一時期長期化した時期はあったが、このところは迅速化が進んでいるという状況だろう。

(ク) 全体について

(小林委員)

- 実情調査を通じ、各分野に共通して、若手の弁護士の経験不足、知識不足という点が数多く指摘されたように思う。大きな問題であると思うが、報告書案では各箇所に記載が散らばっており、全部読んでも問題点が伝わらないのではないかと思われる。
- 検証が回を重ねるにつれて、どうしても前例踏襲の部分が出てきてしまい、誰に向けて何のための検証をしているのかということが希薄になりがちになると思われる。問題意識としては迅速化が必要ということであろうが、プラクティスへの落とし込み方という課題もあるので、公表に当たっては誰にどのように読んでもらいたいのかを意識して、伝え方の工夫を考えることも必要であろう。

(山本座長)

- 大変重要な御指摘で、前座長も常に気を配っていた点である。今回は、初めて刑事事件について詳細に取り上げたので、マスコミを含めた社会的な関心は刑事事件に集まるのではないかと思われる。これをどのように伝えていくかということは、事務局の今後の重要な仕事であり、検討に当たっては小林委員からも有益な助言をいただければと思う。

(中尾委員)

○ 若手弁護士に対する問題意識は、前々回の検証の頃から取り上げられてきたように思われる。弁護士の育成は、基本的な活動を含めて、OJTを重視する流れであり、裁判所においても、裁判官が意識的に弁論準備の場で若手弁護士を教育しているといったことも実情調査の中で聞いていたため、若手弁護士の能力不足は重要な論点であった。この点が民事事件の争点整理に影響を与えているのではないかと考えて調査したのであるが、もちろん若手の経験不足などの問題はあるものの、若手であっても優秀な弁護士は優秀であり、中堅以上の弁護士にも問題があることが分かり、必ずしも若手固有の問題ではないという結果となった。むしろ、争点整理における認識共有は中堅以上の弁護士にも共通した課題だということが分かってきたというのが、この検討会の認識だと思われる。

(山本座長)

○ 弁護士に占める若手の比率からして、若手の問題が目立つというのは間違いないと思うが、中尾委員の御指摘のとおり、本質的には、必ずしも経験の有無と一致するものではないという認識が形成されてきたという経緯がある。仮に取り上げるとすれば総論的にということになるだろうが、取り上げ方も含め、事務局で検討いただければと思う。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催され、報告書の最終案について意見交換することが確認された。

第62回 平成31年5月30日(木) 午後3時00分から

(以上)